

令和2年6月25日(木)

## 令和2年第6回宮古島市農業委員会総会議事録

副会長：皆さんこんにちは。会長が宮古島市議会一般質問で議会に出席して議会答弁中ですので、私、副会長の長浜で総会を進めて行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ただ今から、令和2年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は14名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

議長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員：異議なし

議長：それでは、5番：荷川取広明委員、6番：國仲和男委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委員：異議なし

議長：会長が議会から戻ってきましたので、休憩に入ります。

議長：皆さん、遅れまして申し訳ありません。ただ今宮古島市議会に出席して、戻ってきました。3条議案については、副会長の方で進行していることだと思いましたが、まだ始まっていないということですので、代わりに進めて行きます。

議長：再開します。

**議 長**：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**伊良部事務局**：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は17件でございます。受付番号1番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から17番は、別紙参考資料1ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**久保委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西添道集落の交差点西側に位置し、譲受人は妻と一緒に労働で野菜・果樹栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

**長濱委員**：

受付番号2番と3番は関連する交換条件での移転でありますので、説明します。

場所は、仲地集落から國仲集落向けに位置し、譲渡人から譲受人へ土地交換相談があつての移転となります。譲受人、譲渡人は共にサトウキビ栽培農家です。

受付番号4番について説明いたします。場所は、佐良浜の火山地区に位置し、これまで譲受人は譲渡人より小作経営していましたが、今総会で所有権移転して農業経営したいとのことで、サトウキビ栽培農家です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、佐和田の長底地区に位置し、譲渡人が譲受人へ土地の所有権移転を行い、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号6番について説明いたします。譲受人は青年農業士で畜産経営農家で、採草地管理です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、城辺運動公園の南側600㎡に位置し、基盤整備終了地で譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、友利集落から城辺集落向けのテイダファーム多良間の東側800㎡に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号9番から10番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、長南公民館の東北500㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は、比嘉ファームポンドから東側300㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号11番から12番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、中添道線に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号12番の説明をいたします。場所は南静園から島尻集落向け500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員：**

受付番号13番の説明をいたします。場所は、下地線の松ヶ原ゴルフ場から久松集落向け200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所は、福東公民館から七又集落向け500mにある風力発電所近変に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号15番から16番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は、砂川小学校から平良向け1kmの佐和田鉄工所の西側に位置し、譲受人は長年農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

受付番号16番の説明をいたします。場所は、友利集落の西側500mに位置し、譲受人は20年以上の畜産経営で採草地管理です。

**議長：**次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号17番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向け1.4kmに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入りますが、伊良部3区・仲地正彦推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 伊良部3区推進委員退室 》

**議長：**改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から17番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
では、伊良部3区推進委員の入室・着席を認めます。

《 伊良部3区推進委員入室・着席 》

**議 長**：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**伊良部事務局**：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、8件でございます。受付番号18番から25番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号18番から25番は、別紙参考資料18ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員をお願いいたします。

**荷川取委員**：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、下地地区共同乾燥施設の北西200mに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

**長濱委員**：

受付番号19番の説明をいたします。場所は伊良部長山地区のファームポンド近変の整備事業区に位置し、譲受人は青年農業士で畜産経営農家で、採草地管理です。

**議 長**：次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

**喜屋武委員**：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車整備工場から宮原集落向けに位置し、譲受人は野菜・畜産業の複合経営で、サトウキビ栽培も行うということです。

**議 長**：次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、細竹公民館近変の整備事業地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**宮平推進委員**：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、高野漁港から東側600mに位置し、譲受人は新規就農者で野菜・サトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号23番から24番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員**：

受付番号23番の説明をいたします。場所は、久松集落から松ヶ原ゴルフ場向け200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号24番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線向け500mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号25番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号25番の説明をいたします。場所は、長山港から北西1・5kmの竹中地区ファームポンド近くの基盤整備地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号18番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は15件でございます。受付番号26番から40番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号26番から40番は、別紙参考資料26ページから40ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号26番から40番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は下地入江集落と宮國集落から新里集落向けに位置し、譲受人は譲渡人の子供で、夫と一緒に農業経営でサトウキビ栽培農家です。



議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。譲受人は譲渡人から土地を賃貸借してサトウキビ栽培ということです。

議 長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：受付番号3番と4番に関しては、参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議長**：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は国道390号線を保良集落向け100メートルに位置し、譲受人は7年前に新規就農者でハーベスター等機械類を所有してのサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

**新城推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。譲受人は譲渡人から土地の所有権移転をして自分で農業経営を行い、サトウキビ栽培ということです。

**議長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下北公民館の北側500メートルに位置し、譲受人は農地の規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、長北集落センターの北側500メートルに位置し、譲受人はハーベスター等を所有してのサトウキビ栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は加治道水源地の西側100メートルに位置し、譲受人は夫と一緒に農業経営でサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、千代田ハイツから新里集落向け200<sup>㎡</sup>のニキヤガリ地区に位置し、譲受人は子供が新規就農者で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は上野中学校から新里集落向け600<sup>㎡</sup>の交差点に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：**次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農用地利用配分計画案は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：再開します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。  
受付番号1番から5番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。受付番号4番に関しては、資料等不足のため今回は保留とします。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

現地調査報告をいたします。日時は令和2年6月10日に調査員として、1番・砂川委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さん合計7名で調査いたしました。日程として、午前10時から午後3時まで現地調査、午後3時から3時20分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、4条申請5件、5条申請10件、合計15件の内部審査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺線の砂川ヤンマーの裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、七又集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、豊原集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、城辺線 OK モーターズの横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。  
受付番号1番から10番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、山中公民館の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、10ha以上の農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、マティダ通りのしまむら近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮の華酒造平良営業所の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。



議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市未来創造センターの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、新里集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、千代田ハイツの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団の10ha以上の農地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、JA 伊良部支店の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久松中学校の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・店舗等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、東小学校の西側300mのエス自動車整備工場の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、城辺線 OK モーターズの横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

大嶺事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西平安名崎向けに位置し、6月9日に平良地区農地パトロールで現場調査し、伐開・開墾の利用出来ない農地であり非農地相当と確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣集落南側に位置し、灌木類が自生し、長年放置状態であり農地として利用できない事を確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番から5番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号3番から5番は関連しますので併せて説明いたします。場所は、オーシャンリンクスの南側に位置し、6月12日に城辺地区農地パトロールで調査し、現地は表土が浅く、作物が出来る状態でなく、農地としての利用は見込めないことから非農地相当と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番から5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、伊良部老人ホーム・松風園向かいに位置し、表土が浅く岩盤も多いため農地としては困難と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長山地区土地改良以前から原野状態であるため非農地相当と判断しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：**以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

**議 長：**はい、14番委員

**仲里委員：**

沖縄県の間管理機構等で土地の賃貸借事業について、担当課の農政課と調整して、耕作放棄地を防ぐ為にも兼業農家に対しても対象としてほしい要望です。

**議 長：**担当課の農政課と調整します。  
外に発言等がありますか。

**委 員：**発言なし

**議 長：**発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和2年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会

令和2年6月25日(木)

会 長	芳 山 辰 巳
5 番委員	荷川取 広 明
6 番委員	國 仲 和 男